

## 愛媛県行政書士会松山支部役員に支給する報酬金額に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、愛媛県行政書士会松山支部規則第38条の規定に基づき、役員に支給する報酬の金額について定める。

(報酬金額)

第2条 報酬の金額は、別表に定めるとおりとする。

2 経理を担当する副支部長又は理事の1人については、その報酬として前項に規定するもののほか年額1万円(月額800円)を支給する。

(規程の改廃)

第3条 この規程を改廃しようとするときは、総会の承認を得なければならない。

附 則

この規程は、平成28年5月13日(総会承認の日)から施行する。

別表

役 職	金額(年額)	金額(月額)
支 部 長	70,000 円	5,800 円
副支部長	50,000 円	4,100 円
理 事	30,000 円	2,500 円
監 事	10,000 円	800 円

注 月額については、年額を12等分し、100円未満の端数は切り捨てる。